

春日井市観光・にぎわい創出基本計画策定支援業務特記仕様書

1 業務名

春日井市観光・にぎわい創出基本計画策定支援業務

2 業務目的

春日井市における観光産業・にぎわい創出の総合的な振興に向けた論点整理を行い、今後の方向性やステークホルダーごとの役割を明確化するために春日井市観光・にぎわい創出基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定する。

著名な観光施設がない春日井市において、従来の観光施設のような「モノ」への集客ではなく、本市ならではの体験ができるような着地型観光やマイクロツーリズムといった「コト」への集客にスポットを当て、その対象となりうる地域の資源（サボテンはもちろん、書や剣道、身近な文化財や日常の景色といった市民が当たり前に思っているものも資源として捉える）を発掘し、その磨き上げと活用の方向性を検討する。

さらに、個々の観光資源に関わる行政・事業者及び関係機関の役割とスケジュール等を具体的なアクションプランという形で示していく。

本業務は、これらを網羅した基本計画の策定過程で必要となる各種支援を行うことを目的とする。

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和4年9月30日（金）まで

4 業務概要

- (1) 各種調査の実施
 - ア インターネットアンケート調査
 - イ 市民郵送等調査
 - ウ 関係者ヒアリング調査
 - エ その他、基本計画策定に必要な調査
- (2) 総合分析、観光施策の提案
- (3) 会議運営の支援
- (4) パブリックコメントの実施支援
- (5) 基本計画の作成
- (6) 実績報告書（成果物）の作成
- (7) その他、基本計画策定に必要なこと

5 業務委託内容

- (1) 各種調査の実施
基本計画を策定するにあたり、その基礎資料となる春日井市への観光客

の動向、地域の現状を把握するため、次の各種調査を実施する。また、調査結果の分析、検証を行い、地域資源を掘り起こし、今後取り組むべき課題を抽出し、明確化すること。

ア インターネットアンケート調査

- ① ウェブサイト等を利用し、認知度、関心度等のアンケート調査を実施すること。
- ② 調査回数は1回以上とすること。
- ③ サンプル数は客観的なデータとして信用に足ること。
- ④ 調査票の質問項目数は10個以上とすること。
- ⑤ 調査票の設計、作成、集計、データ分析等を行うこと。

イ 市民郵送等調査

- ① 市民に向け、認知度、関心度等のアンケート調査を実施すること。
- ② 調査回数は1回以上とすること。
- ③ サンプル数は客観的なデータとして信用に足ること。
- ④ 調査票の質問項目数は10個以上とすること。
- ⑤ 調査票の設計、作成、集計、データ分析等を行うこと。

ウ 関係者ヒアリング調査

- ① 春日井市の観光関係者へのヒアリング調査を実施すること。
- ② 10～12箇所を想定すること。
- ③ 調査内容の設計、作成、集計、分析等を行うこと。

エ その他、基本計画策定に必要な調査（提案調査）

- ① アからウの各調査を網羅した上で、他に効果的な調査を提案上限額の範囲で提案できる場合は、企画提案書に具体的に記載すること。
- ② この調査の提案は必須ではない。

オ アからエの各調査に関する共通事項

- ① 調査票の設問項目等の詳細は、春日井市と協議の上、決定すること。
- ② 調査実施にあたり必要となる諸経費等については、全て受注者の負担とする。

(2) 総合分析、観光施策の提案

ア すべての調査結果を組み合わせた総合分析を行うこと。

イ (1)ア～エにより実施する調査以外に、RESASをはじめ国・県の統計、春日井市が持っているデータ等で参考にできるものは活用すること。

ウ 受注者が独自に実施している各種調査、研究等の結果も活用すること。

エ 観光消費による地域経済への波及効果の推計を行うこと。

オ 地域資源を掘り起こし、活用の可能性を提案すること。

カ 分析結果を踏まえ、今後の観光施策に対する提案を行うこと。

(3) 会議運営の支援

ア 春日井市観光・にぎわい創出推進会議の開催にあたり必要な支援を行

うこと。

- ① 会議の開催に必要な資料を作成（印刷、ホッチキス止めを含む）すること。
- ② 会議の議事録を作成すること。
- ③ 会議への出席及び会議での質問に対する回答（案）を作成すること。
- ④ 基本計画策定に係る意見のとりまとめ及び基本計画への反映をすること。

イ 戦略会議は令和3年度中に3回、令和4年度中に2回の計5回を開催予定。

ウ 各回の支援内容は、事前に春日井市と受注者が協議の上で決定する。

(4) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントを実施するにあたり、資料、回答（案）を作成すること。

(5) 基本計画の作成

基本計画の本編・概要版を作成すること。作成にあたっては次の項目に留意すること。

- ① 各種計画（春日井市総合計画、国・県の観光施策等）との整合性を確認すること。
- ② 令和3年度に春日井市が実施するサボテンプロデュース事業の結果を反映すること。
- ③ アクシンプランを盛り込むこと。

(6) 実績報告書（成果物）の作成

ア 業務報告書	2部
イ 基本計画本編	100部
ウ 基本計画概要版	1,000部（カラー、A4、8面）
エ 各種電子データ	

電子データの形式は協議のうえ決定する。

(7) その他、基本計画策定に必要なこと

本委託業務にあたって、本特記仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、市と協議のうえ対応を決定するものとする。

6 著作権の帰属等

本業務で得た成果品は、全て春日井市の所有とし、春日井市の許可なく無断で外部に貸与、使用または公表してはならない。